第16巻第3号＜通巻82号＞　平成18年（2006年）6月30日発行

ISSN 0917-821X

緑の地球

82

Vol.16 - 3

財団法人
国際緑化推進センター

将来枠組みで対話開始、先進国と途上国の主張に大きな隔たり

国連気候変動枠組条約第24回補助機関会合（SBSTA24）が5月15日～26日にドイツのボンで開催され、京都議定書の実施や関連する方法論等について議論が行われた。

同会期中、2013年以降の枠組みに関する二会合―「京都議定書3条9項に基づく附属書I国の更なる約束に関する作業部会」、「気候変動に対応するための長期的協力の行動に関する対話」が併せて開催された。

5月15、16日に開かれた「長期協力対話」には約190ヵ国が参加し、テーマ別議論を含め幅広く意見交換した。次期枠組みのあり方では、温室効果ガス濃度安定化という条約の究極目的の実現には削減義務への途上国を含む幅広い参加が不可欠と主張する先進国に対し、その検討を拒否し、先進国からの資金・技術支援強化を求める途上国とが対立した。

17日～25日に開かれた作業部会でも、先進国の数値目標改正のみを議論すべきとする途上国と、全締約国の共通認識に向けた議論が必要とする先進国との間で主張が分かれたが、最終的に作業計画が合意された。

（本誌3～4ページに関連記事）

第40回ITTO理事会、プロジェクト審査の改善などを議論

第40回国際熱帯木材機関（ITTO）理事会が5月29日～6月2日、メキシコのメリダで開催され、熱帯木材生産国と消費国計37ヵ国1地域の政府代表ほか、オブザーバーとして国際機関、NGOなどが参加した。

今回理事会の主な議題としては、①ITTOプロジェクトの形成・審査・評価に関する改善と強化の方策、②熱帯林経営の現状報告、③熱帯林における林地復旧、劣化二次林の管理・復旧のためのガイドライン、④1994熱帯木材協定の延長、⑤新プロジェクト案の審議・承認。

このうち①の議論では、日本から、審査基準の厳格化によるプロジェクト絞り込みの必要性などを提言した。③では、ガイドラインの利用状況や普及促進の取組について報告された。④では、新協定発効までの現行協定延長の取扱いについて次回理事会まで継続検討することになった。

18件のプロジェクトと3件のプレ・プロジェクトが承認され、このうち日本は、住民参加型マングローブ林管理（メキシコ）など10件のプロジェクトと人材育成のプログラムに約301万ドルの拠出を決めた。

04年度の日本の温室効果ガス総排出量、90年比で8％の増

政府が取りまとめた04年度のわが国の温室効果ガス総排出量は、二酸化炭素換算で約13億5500万トンとなった。前年度の値より0・2％（約300万トン）下回っているが、京都議定書の規定による基準年（1990年）の総排出量（約12億5500万トン）との比較では8・0％上回る値。

この総排出量を温室効果ガス別にみると、基準年比で二酸化炭素は12・3％増、メタンは26・4％減、一酸化二窒素は14・4％減、代替フロン等3ガスは54・0％減となっている。

総排出量の9割を占めているのが「エネルギー起源による」二酸化炭素で、それを部門別にみると次のようになっている。

▼産業部門（工場等）＝基準年比3・4％減
▼運輸部門（自動車・船舶等）＝同20・3％増
▼業務その他部門（商業・サービス。事業所等）＝同37・9％増
▼家庭部門＝同31・5％増
▼エネルギー転換部門（発電所等）＝同17・4％増

JICA、ラオスで森林戦略実施促進プロジェクトを開始

国際協力機構（JICA）が'06年4月から、「ラオス国森林戦略実施促進プロジェクト」を開始した。ラオス政府が策定した「2020年森林戦略」の効果的な実施とモニタリングを支援する。'10年9月までの4ヵ年半事業。半年間の初動フェーズと4年間の本格フェーズに分けて行われる。

ラオスでは国土の7割を森林が占め、その森林が果たす経済社会環境的役割はきわめて重要だ。「森林戦略」には、貧困削減への寄与など森林部門の長期的な開発目標と政策、146項目に上る重要活動が掲げられている。だがその効果的な実施には、森林部門の計画・管理能力の強化が必要とされている。

プロジェクトではそのための支援として、「森林戦略」の初期5年間の実施に関し、初動フェーズで5ヵ年計画の作成、実施状況等把握のためのモニタリングシステムの確立、指標の設定などを行い、本格フェーズで年次計画・報告書の作成、モニタリングの実施、重要活動項目の実施などを行う。

なお、同プロジェクトはスウェーデン国際開発援助庁（Sida）とのドナー協調で行われ、ラオス農林省、JICA、Sidaの三者協同プロジェクトとして実施される。

針葉樹の25％に絶滅のおそれ――06レッドリスト

国際自然連合（IUCN）が発表した2006年版レッドリスト（絶滅のおそれのある野生生物種のリスト）によると、対象基準を基に調査された4万177種のうち1万619種に絶滅のおそれがあるという。

針葉樹の4分の1、両生類の3分の1、ほ乳類の4分の1、鳥類の8分の1などが絶滅危惧種となっている。

生息地の破壊、過剰捕獲、気候変動、外来種、病害などさまざまな要因が絶滅危機を招いている。今回絶滅のおそれに加えられた一つ、北極グマは、温暖化の犠牲者の典型。海氷の減少で生息地喪失の危機にある。

なお、現在までの絶滅種、野生絶滅種としては、それぞれ784種、65種が記載されている。

林野庁主催の「基準・指標」国際会議開催へ

林野庁は来る7月24日～28日、札幌で「世界の持続可能な森林経営に向けて――基準・指標の適用とその可能性」をテーマに国際会議を開催する。FAO、ITTOなどが協賛。モントリオール・プロセス参加国（12ヵ国）などが集い、各国の森林・林業の現状を報告し、「基準・指標」の適用とその可能性について検討を行う。26日には一般参加者を迎えオープン・フォーラムを開催する。

各国の森林経営の状況を客観的・科学的に把握するものさし「基準・指標」の検討は、自然条件や社会的背景の似通った地域ごとに取り組まれており、日本は環太平洋の温帯・亜寒帯諸国による枠組みモントリオール・プロセスに参加している。

●82号――目次●

国際緑化ニュース …… 1
SBSTA第24回会合における議論の概要 …… 3
FAOアジア太平洋林業委員会第21回会合の結果概要 …… 5
プロジェクト追跡 …… 7
＜タンザニア・ポレポレクラブ：キリマンジャロ山麓における村落植林活動＞
世界の国／地域別森林資源データ（FRA2005より） …… 9
Green Earth 講座 …… 11
＜JIFPRO：人工林における天然更新技術に関する調査事業＞
センターの活動／基金へのご協力 …… 13
インドネシア林業大臣が来訪 …… 14

表紙写真：インドネシアのロンボック島レンビタン村で、チークの苗木を運んでいるところ。林内でのショウガ類栽培などを取り入れた住民参加型森林管理モデルの成果が定着し、住民による植林活動が継続されている　＜写真提供／国際緑化推進センター＞

気候変動枠組条約第24回補助機関会合の結果概要

次期枠組に向けての対話開始、森林減少対策も注目集める

林野庁研究・保全課 研究企画官　塚田直子

1. 会議全体の概要

国連気候変動枠組条約第24回補助機関会合（SBSTA24）と、「京都議定書3条9項に基づく附属書I国の更なる約束に関する作業部会（以下、次期枠組みに関する作業部会／AWGと略す）第1回会合」及び「気候変動に対応するための長期的協力のための行動に関する対話」が、2006年5月15日から26日にかけてドイツのボンにおいて開催された。

昨年末カナダで開催された京都議定書第1回締約国会議（COP／MOP1）及び気候変動枠組条約第11回締約国会議（COP11）での決定を受け、今回は京都議定書の第一約束期間終了後の枠組みに関する議論が補助機関会合と一連の日程の中で行われる形となった。将来枠組みに対する世界中の関心の高さを反映してか、1700名を超える多数の参加者があった。我が国からは西村気候変動担当政府代表を筆頭に関係省庁から約30名が出席した。

森林関係では、次期枠組みに向けた課題として、「途上国における森林減少に由来する排出の削減」や「伐採木材製品の取り扱い」について議論が行われた。

2. 全ての国による長期的協力に関する対話

条約を批准する全ての国による長期的協力に関する対話が、5月15日から16日にかけて開催された。各国は「持続可能な開発」、「適応」、「技術」、「市場の役割」の4分野に分けて長期的な協力行動のための戦略的アプローチについて意見や経験を交換した。これらテーマに限らず、将来枠組みを巡る主要論点について各国から幅広い意見が出された。

その中でわが国はじめEUやノルウェーなどは、条約の究極目標達成に向けた主要排出国による温室効果ガスの削減など、将来枠組みに向けて連帯した取組を強調した。これに対し途上国からは、将来の削減義務への幅広い参加検討には応じられないこと、「共通だが差異ある責任」の原則を楯に、先進国の資金援助や技術移転が不十分であるとする主張が繰り返された。

議論においてはこうした従来通りの二勢力対立が見られたものの、概ね建設的な雰囲気で行われた。

3. 次期枠組に関する作業部会（AWG）

「長期協力対話」に続く5月17日～25日、COP／MOP1の決定に基づき、附属書I国（先進国及び市場経済移行国）の次期約束に関する検討のための作業部会第1回会合（AWG1）が開催された。この会合では、開始前から議長団の選出と会議運営などを巡って各国の調整が難航し、早くも今後の道のりの険しさを予見させた。

17日の全体会合では、途上国側から、次期枠組みにおいて先進国は削減義務の上で一層努力すべきとする発言が相次ぐ一方、先進国側は、条約の究極目的を達成するには途上国を含む幅広い参加が不可欠であると重ねて主張した。

その後の議論はほとんどが非公式の会合において進められ、会期終了間際の25日深夜になってようやく開かれた最終全体会合で、決定文書が採択された。

決定文書には、AWGの今後の作業計画として、今年末の次期会合期間中にAWG2とワークショップを開催すること、来年の春と年末の会合期間中に更に2回のAWG会合を開催することなどが盛り込まれた他、議長の責任においてAWGで検討すべき事項のリストが添付された。吸収源関連事項については、議定書実施経験に関する議論の一環として、推計方法の改善という視点から取り上げられることが記された。

4. SBSTA24における森林分野に関する議論

（1）途上国における森林減少に由来する排出の削減

COP11においてパプアニューギニア（PNG）とコスタリカが提案した森林減少を抑制することによる排出削減対策について、今年8月開催予定のワークショップで検討すべき事項を巡って議論が行われた。

議論では前回に引き続き、市場メカニズムも含めたインセンティブに関する検討に早急に着手すべきとするPNG等途上国の多くと、インセンティブ議論を開始する前に、科学的、社会経済的な観点から原因や手法の実効性について十分議論すべきとする先進国との間で意見が分かれた。だが、今回最も議論を難航させたのはむしろこの二勢力の対立ではなく、ブラジルであった。ブラジルは市場メカニズムに関する検討は行うべきではないと強く主張し、PNGその他の途上国と鋭く対立した。最終的に、ブラジルの意見を容れて、市場メカニズムを想起させる単語は全て外された形でワークショップ検討事項が取りまとめられ、決定文書が合意された。

「長期協力対話」の会場。我が国の西村代表が発言中

（2）IPCC2006年改訂ガイドライン

2001年のCOP7決定に基づき、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が改訂作業を続けていた温室効果ガス目録ガイドラインの改訂版について議論が行われた。

まずIPCCが期限通りに作業を終了したことは歓迎されたものの、途上国から検討時間が必要であるとの意見が相次いだため、個別の内容や適用スケジュールについての検討は次々回のSBSTA26に持ち越されることとなった。

（3）伐採木材製品の取扱い

伐採木材製品の取扱いについては前回のSBSTAで継続検討となったことを受け、今次会合ではIPCC2006年改訂ガイドラインの検討と併せて議論が行われた。改訂ガイドラインには、伐採木材製品に係る炭素動態の推計方法について複数のアプローチが並列的に記述されているが、早急に一本化して各国の報告を開始すべきと主張する豪州と、時期尚早であるとするEU等との間で意見が対立し、結果的に同議題もSBSTA26に先送りされることになった。

（4）イタリアの吸収量算入上限値に関する提案

COP／MOP1でEUから提出されたイタリアの京都議定書第一約束期間における吸収量算入上限値の見直し提案につき、技術的・手続き的な観点から議論が行われた。

イタリア政府から、上限値交渉の際に提出したデータに技術的な誤りがあったこと、また最新のデータとマラケシュ合意に基づき改めて計算を行った経緯について説明がなされ、これに対して特段の異議は出ず、提案通り18万炭素トンから278万炭素トンへの修正が認められた。なお、この値は森林全体の吸収量に85％の割引率を乗じた値であり、基準年排出量の2％程度に相当する。

4. まとめ

今回の会合について、2013年以降（第二約束期間）に向けての対話が開始されたことは前進であり、評価に値する。その一方で、いずれの会合、いずれの議題においてもこれまで通りの各国の構図が厳然として立ちふさがり、出席者の間にはいささかうんざりした気運も漂った。

このような中、森林減少の抑制による排出削減の議論は目新しい議題として注目を集めていることから、我が国としても積極的に議論に参画していく必要があろう。

今年11月に予定されている京都議定書第2回締約国会議（COP／MOP2）は、ケニアのナイロビで開催されることがほぼ確実となった。会場の収容能力や警備の都合上、会議開催時間や議題数も制限される見通しとなっているが、条約の究極目的達成に向けて前向きな議論が行われることを期待したい。

●第21回FAOアジア・太平洋林業委員会の結果概要

地域メカニズム相互の連携、資金対策、能力強化など議論

林野庁海外林業協力室 課長補佐　宮薗 浩樹

第21回国連食糧農業機関（FAO）アジア・太平洋林業委員会が、2006年4月17日から21日までインドのデーラデゥーンにおいて開催された。ウタランチャル州の首都であるデーラデゥーンは、インド森林研究所、インド森林・教育評議会、森林博物館などが集まるインドの森林研究部門の拠点であり、今次会合はこれらの諸施設を活用して実施された。

今次会合には、アジア・太平洋地域のFAO加盟国29ヵ国の政府、EUなどのオブザーバー、国際熱帯木材機関（ITTO）など21の国際機関、NGO・研究機関・産業界等から多数の参加があった。なお、今次会合には、2006年4月にFAOに加盟したロシアも参加した。我が国政府からは、島田林野庁森林整備部長、林野庁海外林業協力室から高柳企画係長及び筆者が参加した。

1. 会合の概要

本会合に先立ち、4月15日～16日に、「森林遺伝資源の保全」、「植林規範」、「森林移入種ネットワーク」、「森林資源評価」などのテーマ毎にワークショップが開催された。

(1) 森林資源評価ワークショップ（4月16日）

本ワークショップでは、先にFAOから「世界森林資源評価2005」が発刊されたことを受けて、特にアジア・太平洋地域における森林資源の変化等についての意見交換、各国の現状分析等が行われた。

その中で筆者は、本分野に対する我が国の貢献策として2005年度からFAOに拠出している「アジア持続可能な森林経営モニタリング・評価・報告強化事業」について発表を行った。ここで一部紙面をお借りして、その概況について紹介する。

●事業名：アジア持続可能な森林経営モニタリング・評価・報告強化事業
●事業期間：2005年度～2009年度（5年間）
●事業予算：約280万米ドル（概算）
●事業目的：アジア各国が持続可能な森林経営の確立に向けて的確な政策を立案し実行できるよう、森林経営の持続可能性を科学的・客観的に把握するための「基準・指標」に基づいた森林経営モニタリング、評価、報告（MAR）体制の構築・強化を支援
●参加国：中国、インド、カンボジア、インドネシア、モンゴル、ミャンマー、フィリピン、ネパール、パキスタン、韓国、スリランカ、パプア・ニューギニア等

本事業の現在の進捗状況であるが、プロジェクトマネージャーがFAO本部（ローマ）に、地域技術アドバイザーがFAOアジア太平洋地域事務所（バンコク）にそれぞれ配置され、活動が開始されたところである。なお、地域技術アドバイザーは日本人の大塚雅裕氏（前JICA林業政策アドバイザー、マダガスカル）である。

本事業に対しては、今回のワークショップならびに本会合においても各国から高い期待が寄せられた。特に、各国の森林経営に関するモニタリング、評価、報告（MAR）体制が強化されることにより、自国の森林政策の企画・立案はもとより、2010年に発刊が予定されている「世界森林資源評価2010」におけるアジア・太平洋地域のデータ精度の向上等にも大きく貢献するものとして期待されている。

(2) 本会合（4月17日～21日）

本会合においては、「地域の持続可能な森林経営に向けた進展」、「持続可能な森林経営へのファイナンス」、「環境サービスに対する支払い」、「地域メカニズムの役割」などの議題に基づき議論が行われた。

ここではその中で、我が国にとって特に重要な事項に係る以下の三つの議題に絞って議論の結果を報告する。

①地域の持続可能な森林経営に向けた進展

各国から、本地域における持続可能な森林経営の推進に向けて強化すべき取組等について様々な発言があった。

その中で我が国は、特に違法伐採対策の重要性について、グリーン購入法による措置導入を紹介しつつ指摘したところ、豪、インドネシア、ミャンマーなど多数の国からこれに同意する発言があり、その推進のため、アジア森林パートナーシップ（AFP）や森林法の施行及びガバナンス（FLEG）プロセスなどとの更なる連携強化等が必要との意見が多く出された。

また、オブザーバー参加の（社）海外林業コンサルタンツ協会からは、日本などの支援によりITTOで開発された森林資源インベントリー調査ソフトなどの活用により、地域内における森林資源状況調査等での更なる協力及びデータの共有を強化していくことが重要との指摘があった。

その他、多数の国が重要な事項として共通して指摘していたのは、国家森林計画や適切な政策立案のための各国の能力強化、特に地域住民の生活向上のための特用林産物生産の強化、津波対策のための海岸防災林の強化などである。

②持続可能な森林経営へのファイナンス

持続可能な森林経営のために必要な資金が世界的に、また地域的にも大きく不足している現状に鑑み、今後必要とされる方策等について議論が行われた。

その中で我が国からは、地球温暖化防止に果たす森林の役割の重要性に対する認識が高まってきている中で、CDMなど、持続可能な森林経営を推進するための新たな資金源の可能性が生まれてきているが、一方では、それらのルール等を決定する気候変動枠組条約などの国際的な議論において森林セクターからの参加がこれまで不十分であったことを反省すべきであると指摘。さらに、その反省を踏まえ、今後本格化する京都議定書の第二約束期間に向けた国際的な議論においては、各国及びFAOなどの森林セクターからの積極的な参加・貢献が必要であると強く訴えたところ、多数の国からこれに賛同する意見が上がった。

その他、重要な点として、多くの参加国から、更なる民間資金の導入促進のための方策の重要性、認証木材製品に対する割り増し価格に対する消費者意識の向上対策などについて指摘があった。

③地域メカニズムの役割

本議題は、本年2月にニューヨークの国連本部で行われた第6回国連森林フォーラム（UNFF6）で、「UNFFと森林に関する地域の組織、メカニズム、プロセス等との連携を強化すること」が決議されたことを踏まえ設定されたもので、UNFF事務局を始め、アジアFLEG、アジア太平洋国連経済社会委員会（ESCAP）、東南アジア諸国連合（ASEAN）、アジア森林パートナーシップ（AFP）などが、それぞれの取組と将来の連携の可能性等について発表を行った後、議論が行われた。なお、アジア森林パートナーシップ（AFP）については、筆者がその代表として発表を行った。

議論の中では、それぞれの取組の優位性に触れる発言もあったが、どの取組を地域としてより積極的に活用していくべきといった議論ではなく、それぞれの特徴を活かしつつ、お互いが連携を深めて相乗効果を発揮していくことが適切との方向性が確認された。

2. 所感

今次会合は、それぞれの国や地域が自分の意見を押し通すといったようなUNFFなどの世界規模での会議・交渉とは若干異なり、同じアジア・太平洋地域の仲間として、地域の持続可能な森林経営の推進に協力して取り組んでいこうという気運の下での会合であったことから、全体的に激しい議論が行われるようなことはなく、技術的な側面からの議論がより多く出来たことは大きな収穫であったと言えよう。

また、アジア・太平洋諸国の林業関係政府機関の高官も多数参加していたことから、議場以外でも各国と率直な意見交換等が行えたことも有意義であった。

3. 次回の会合

次回（第22回）会合は、2年後の2008年に開催される。開催地については、中国及びベトナムがホストの意向があるとの事前情報があった一方、我が国もホストする準備があることを表明する予定であった。

そうした状況の中、ベトナムは今回、農業農村開発省副大臣が出席し、本会合当初から特に積極的な意思表明を行っていた。このため、ベトナムは過去ホストしたことがないことなども考慮し、我が国と中国側とで調整して、最終的には両国とも次回会合のベトナム開催を支持した。

☆プロジェクト追跡☆

タンザニア・キリマンジャロ山麓における村落植林活動

タンザニア・ポレポレクラブ

試行錯誤で学ぶ地域ごとの多様な対応

植林に立ち上がった村人たち

東アフリカのタンザニア、キリマンジャロ山麓――村の周囲から徐々に消えていく森、降らなくなった雨。「このままでは私たちの村はダメになってしまう」。その危機感から、1988年、私たちのカウンターパートである現地NGOのTanzania Environmental Action Association（TEACA）とテマ村の村人たちは植林に立ち上がった。小学校の片隅でわずか800本の苗木を育てることから始まった彼らの取り組みは、18年の積み重ねを経て今や22万本の実績を誇る植林活動にと発展している。

私たちタンザニア・ポレポレクラブは、そんな彼らの植林活動に協力し、同時に自立と生活改善に向けた支援を行っている。

小規模苗畑グループの立ち上げ

キリマンジャロ山麓での植林活動は、村落周辺の森林保護区において開始された。そこが多くの村々の重要な水源となっていたためである。家の周りで十分な薪や家畜の飼料を得られなくなった村人たちは、不法と知りつつそれらを採りに森林保護区に入り込んでいたが、これがやがて森林荒廃とそれに続く水源の枯渇を生み、自らの生活を脅かすものとなっていた。

現地での植林事業は、村人たちの中でもとくに強い植林意欲を持つ人たち（青年、女性を含む）を小規模苗畑グループとして組織し、村の植林活動の中核として育成することから始められた。取り組み内容は以下のようなものである。

①育苗・植林面の支援…苗畑整備、資材供給、技術指導

②能力強化面の支援…▼各グループに対する組織運営や計画立案、会計等に関するセミナーの実施、▼外部の様々なグループの取り組みに学ぶため、国内・隣国等へのスタディツアーの実施。

森林保護区での村落植林活動

こうして、荒廃した森林保護区で水源保護を目的とした植林活動が始まった。森林保護区内での植林活動には、もともとそこでの土地や森林資源の利用が禁止されていたため、村人同士の利害対立もなく、植林活動に対する理解や参加が得やすいというメリットがあった。約10年にわたる保護区内での植林活動は、その間にTEACA及び各小規模苗畑グループが植林技術とグループ運営を確実なものとし、村に植林活動が定着する後押しをしたという側面がある。

慣習的土地利用地での試み

次に開始した新たな取り組みは、同じくキリマンジャロ山麓に広がる広大な裸地、オールドモシ（キディア村）における村落植林活動であった。このオールドモシは、尾根全体が村人たちの生活圏に属している。谷底を流れるムルスンガ川の水域管理と水源涵養の目的から、とくに尾根の中域から谷底にかけての土地は、村の管理下に置かれている。

ところがこの尾根は、古くから慣習的に村人たちによって利用されており、各村人が利用できる土地の範囲（利用権）などが不文律のルールとして存在していた。長期にわたる人為的圧力の結果、尾根の緑は完全に失われ、剥き出しとなった山肌では雨期には頻繁に土砂崩れを引き起こすようになっていた。

私たちはTEACAと協力し、これまでと同じ手法（小規模苗畑グループ立ち上げ、資材供給、技術指導、能力強化）を試みた。しかし結果は完全な失敗に終わった。植林後に、村人による苗木の引き抜きが起きたのである。村人各人の利害が絡まない森林保護区と違い、利用権が錯綜する土地では同じ図式は成り立たなかったのである。

キリマンジャロ山麓で植林に取り組む村人たち

森林を失ったキリマンジャロ山麓オールドモシの尾根

失敗の原因

引き抜き事件を招くことになった主な原因は、土地利用者のニーズに対する樹種の不適合にあった。樹種の選定は、村、土地利用者を交えた協議の上で決めていたが、植林に当たって各土地利用者の個別ニーズに応じて苗木が配布されたわけではなかった。土地は行政上、村の管理下にあり、植林も村全体の取り組みとして、苗木は均等に配分された。しかし、自分が使っている土地に欲しくない木は不要だ――それが土地利用者たちが出した結論だったのである。

村レベルですでに決定されている植林に参加しなければ、暗黙の了解事項でしかない利用権を取り上げられるかも知れない。そのことを恐れた土地利用者たちは、植林は行い、その後に引き抜くという二重の労力をかけながら対抗したのである。

村人の植林によって蘇りつつある森

マッピングと樹種ニーズ調査、利用権の保証

土砂崩れはときに人家、家畜、畑を巻き込むまでになっており、植林の必要性は土地利用者の誰もが認識していることであった。そしてこのような慣習的土地利用権が存在する土地は、タンザニア各地にまだまだ多くある。そうした場所で村落植林をどのように根付かせることが出来るのか。それが新たな活動の課題となった。

そこでまず、①土地利用実態を明らかにするためにマッピング調査を実施。それによってすべての土地利用者と彼らが利用している土地を明確化した。次に、②全利用者に対して個別に樹種ニーズ調査を実施した。育苗計画（樹種、数量）はその結果を受けて立案し、苗木配布も個別ニーズに応じて行うことを村と利用者を交えて確認した。そしてその席で、植林への参加と植林後の苗木のケアは土地を利用する者の義務であること、その上で、③村は土地の利用権を保証することを取り決めた。

その後、オールドモシでの村落植林活動（慣習的土地利用地における土地利用者植林）は、驚くほど順調に推移し出したのである。土地利用者からは苗木が足りないとの声が上がるほどになっている。

試行錯誤の末、ようやく導き出された対処の手法。はたして他の慣習的土地利用地においても同様のアプローチが有効か――今後、さらなる実証的検証が必要だろう。

文＝藤沢俊介（タンザニア・ポレポレクラブ事務局長）

世界の国／地域別森林資源データ

＊表には保護領等の島含む

国連食糧農業機関（FAO）発表
2005年世界森林資源評価（Global Forest Resources Assessment 2005=*FRA2005*）より

国／地域	2005年森林面積	森林率	'00 - '05 森林面積年間変化率	森林蓄積
	千ha	%	%	m³/ha
アンゴラ	59,104	47.4	-0.2	39
ボツワナ	11,943	21.1	-1.0	16
英領インド洋地域	3	32.5	0	-
コモロ	5	2.9	-7.4	247
ケニア	3,522	6.2	-0.3	80
レソト	8	0.3	2.7	-
マダガスカル	12,838	22.1	-0.3	171
マラウィ	3,402	36.2	-0.9	110
モーリシャス	37	18.2	-0.5	82
マヨット	5	14.7	-0.4	-
モザンビーク	19,262	24.6	-0.3	26
ナミビア	7,661	9.3	-0.9	24
レユニオン	84	33.6	-0.7	-
セイシェル	40	88.9	0	75
南アフリカ共和国	9,203	7.6	0	69
スワジランド	541	31.5	0.9	35
ウガンダ	3,627	18.4	-2.2	43
タンザニア	35,257	39.9	-1.1	36
ザンビア	42,452	57.1	-1.0	31
ジンバブエ	17,540	45.3	-1.7	34
東アフリカ・南アフリカ	**226,534**	**27.8**	**-0.7**	**44**
アルジェリア	2,277	1.0	1.2	76
ブルキナファソ	6,794	29.0	-0,3	35
チャド	11,921	9.5	-0.7	18
ジブチ	6	0.2	0	32
エジプト	67	0.1	2.6	120
エリトリア	1,554	15.4	-0.3	-
エチオピア	13,000	11.9	-1.1	22
リビア	217	0.1	0	36
マリ	12,572	10.3	-0.8	15
モーリタニア	267	0.3	-3.4	20
モロッコ	4,364	9.8	0.2	44
ニジェール	1,266	1.0	-1.0	10
ソマリア	7,131	11.4	-1.0	22
スーダン	67,546	28.4	-0.8	14
チュニジア	1,056	6.8	1.9	26
西サハラ	1,011	3.8	0	38
北アフリカ	**131,048**	**8.6**	**-0.7**	**19**
ベナン	2,351	21.3	-2.5	-
ブルンジ	152	5.9	-5.2	-
カメルーン	21,245	45.6	-1.0	62
カーボベルデ	84	20.7	0.4	144
中央アフリカ共和国	22,755	36.5	-0.1	167
コンゴ	22,471	65.8	-0.1	203
コートジボワール	10,405	32.7	0.1	258
コンゴ民主共和国	133,610	58.9	-0.2	231
赤道ギニア	1,632	58.2	-0.9	66
ガボン	21,775	84.5	(些少)	223
ガンビア	471	41.7	0.4	37
ガーナ	5,517	24.2	-2.0	58
ギニア	6,724	27.4	-0.5	77
ギニアビサウ	2,072	73.7	-0.5	24
リベリア	3,154	32.7	-1.8	158
ナイジェリア	11,089	12.2	-3.3	125
ルワンダ	480	19.5	6.9	183
セントヘレナ	2	6.5	0	-
サントメプリンシペ	27	28.4	0	164
セネガル	8,673	45.0	-0.5	37
シエラレオネ	2,754	38.5	-0.7	-
トーゴ	386	7.1	-4.5	-
西アフリカ・中央アフリカ	**277,829**	**44.1**	**-0.5**	**189**
■全アフリカ	**635,412**	**21.4**	**-0.62**	**102**

国／地域	2005年森林面積	森林率	'00 - '05 森林面積年間変化率	森林蓄積
	千ha	%	%	m³/ha
日本	24,868	68.2	(些少)	171
中国	197,290	21.2	2.2	67
北朝鮮	6,187	51.4	-1.9	64
モンゴル	10,252	6.5	-0.8	131
韓国	6,265	63.5	-0.1	80
東アジア	**244,862**	**21.3**	**1.6**	**81**
バングラデシュ	871	6.7	-0.3	34
ブータン	3,195	68.0	0.3	194
ブルネイ=ダルサラーム	278	52.8	-0.7	219
カンボジア	10,447	59.2	-2.0	96
インド	67,701	22.8	(些少)	69
インドネシア	88,495	48.8	-2.0	59
ラオス	16,142	69.9	-0.5	59
マレーシア	20,890	63.6	-0.7	251
モルディブ	1	3.0	0	-
ミャンマー	32,222	49.0	-1.4	85
ネパール	3,636	25.4	-1.4	178
パキスタン	1,902	2.5	-2.1	97
フィリピン	7,162	24.0	-2.1	174
シンガポール	2	3.4	0	-
スリランカ	1,933	29.9	-1.5	22
タイ	14,520	28.4	-0.4	41
東ティモール	798	53.7	-1.3	-
ベトナム	12,931	39.7	2.0	66
南アジア・東南アジア	**283,127**	**33.4**	**-1.0**	**85**
アフガニスタン	867	1.3	-3.1	16
アルメニヤ	283	10.0	-1.5	125
アゼルバイジャン	936	11.3	0	136
バーレーン	(些少)	0.6	3.8	-
キプロス	174	18.9	0.2	46
グルジア	2,760	39.7	(些少)	167
イラン	11,075	6.8	0	48
イラク	822	1.9	0.1	-
イスラエル	171	8.3	0.8	37
ヨルダン	83	0.9	0	30
カザフスタン	3,337	1.2	-0.2	109
クウェート	6	0.3	2.7	-
キルギスタン	869	4.5	0.3	34
レバノン	136	13.3	0.8	36
パレスチナ自治区	9	1.5	0	-
オマーン	2	(些少)	0	-
カタール	(些少)	(些少)	0	-
サウジアラビア	2,728	1.3	0	8
シリア	461	2.5	1.3	-
タジキスタン	410	2.9	0	12
トルコ	10,175	13.2	0.2	138
トルクメニスタン	4,127	8.8	0	4
アラブ首長国連邦	312	3.7	0.1	49
ウズベキスタン	3,295	8.0	0.5	7
イエメン	549	1.0	0	9
西アジア・中央アジア	**43,588**	**4.0**	**(些少)**	**73**
■全アジア	**571,577**	**18.5**	**0.18**	**82**

国／地域	2005年森林面積	森林率	'00 - '05 森林面積年間変化率	森林蓄積
	千ha	%	%	m³/ha
米領サモア	18	89.4	-0.2	104
オーストラリア	163,678	21.3	-0.1	-
クック諸島	16	66.5	0	-
フィジー	1,000	54.7	0	-
仏領ポリネシア	105	28.7	0	-
グアム	26	47.1	0	-
キリバス	2	30.0	0	-
マーシャル諸島	-	-	-	-
ミクロネシア	63	90.6	0	-
ナウル	0	0	0	-
ニューカレドニア	717	39.2	0	55
ニュージーランド	8,309	31.0	0.2	-
ニウエ	14	54.2	-1.4	-
北マリアナ諸島	33	72.4	-0.3	-
パラオ	40	87.6	0.4	-
パプアニューギニア	29,437	65.0	-0.5	35
ピトケアン	4	83.3	0	-
サモア	171	60.4	0	-
ソロモン諸島	2,172	77.6	-1.7	-
トンガ	4	5.0	0	-
ツバル	1	33.3	0	-
バヌアツ	440	36.1	0	-
ウォリス・フトゥナ諸島	5	35.3	-2.0	-
■全オセアニア	**206,254**	**24.3**	**-0.17**	**36**
アルバニア	794	29.0	0.6	99
アンドラ	16	35.6	0	-
オーストリア	3,862	46.7	0.1	300
ベラルーシ	7,894	38.0	0.1	179
ベルギー	667	22.0	0	258
ボスニア・ヘルツェゴビナ	2,185	43.1	0	179
ブルガリア	3,625	32.8	1.4	157
チャネル諸島	1	4.1	0	-
クロアチア	2,135	38.2	0.1	165
チェコ	2,648	34.3	0.1	278
デンマーク	500	11.8	0.6	153
エストニア	2,284	53.9	0.4	196
フェロー諸島	(些少)	0.1	0	-
フィンランド	22,500	73.9	(些少)	96
フランス	15,554	28.3	0.3	158
ドイツ	11,076	31.7	0	-
ギリシャ	3,752	29.1	0.8	47
ハンガリー	1,976	21.5	0.7	171
アイスランド	46	0.5	3.9	65
アイルランド	669	9.7	1.9	98
マン島	3	6.1	0	-
イタリア	9,979	33.9	1.1	145
ラトビア	2,941	47.4	0.4	204
リヒテンシュタイン	7	43.1	0	254
リトアニア	2,099	33.5	0.8	190
ルクセンブルク	87	33.5	0	299
マルタ	(些少)	1.1	0	231
オランダ	365	10.8	0.3	178
ノルウェー	9,387	30.7	0.2	92
ポーランド	9,192	30.0	0.3	203
ポルトガル	3,783	41.3	1.1	93
モルドバ	329	10.0	0.2	141
ルーマニア	6,370	27.7	(些少)	212
ロシア連邦	808,790	47.9	(些少)	100
サンマリノ	(些少)	1.6	0	-
セルビア・モンテネグロ	2,694	26.4	0.3	121
スロバキア	1,929	40.1	0.1	256
スロベニア	1,264	62.8	0.4	283
スペイン	17,915	35.9	1.7	50

国／地域	2005年森林面積	森林率	'00 - '05 森林面積年間変化率	森林蓄積
	千ha	%	%	m³/ha
スウェーデン	27,528	66.9	(些少)	115
スイス	1,221	30.9	0.4	368
マケドニア	906	35.8	0	70
ウクライナ	9.575	16.5	0.1	221
イギリス	2,845	11.8	0.4	120
■全ヨーロッパ	**1,001,394**	**44.3**	**0.07**	**107**
アンギラ	6	71.4	0	-
アンティグワ・バーブーダ	9	21.4	0	-
アルバ	(些少)	2.2	0	-
バハマ	515	51.5	0	13
バルバドス	2	4.0	0	-
バミューダ	1	20.0	0	-
英領バージン諸島	4	24.4	-0.1	-
ケイマン諸島	12	48.4	0	-
キューバ	2,713	24.7	2.2	90
ドミニカ	46	61.3	-0.6	-
ドミニカ共和国	1,376	28.4	0	47
グレナダ	4	12.2	0	-
グアドループ	80	47.2	-0.3	-
ハイチ	105	3.8	-0.7	65
ジャマイカ	339	31.3	-0.1	156
マルチニーク	46	43.9	0	-
モントセラト	4	35.0	0	-
オランダ領アンティル	1	1.5	0	-
プエルトリコ	408	46.0	(些少)	65
セントキッツ・ネイビス	5	14.7	0	-
セントルシア	17	27.9	0	-
セントビンセント・グレナディン	11	27.4	0.8	-
トリニダード=トバゴ	226	44.1	-0.2	88
タークス・カイコス諸島	34	80.0	0	-
米領バージン諸島	10	27.9	-1.8	15
カリブ海地域	**5,974**	**26.1**	**0.9**	**74**
ベリーズ	1,653	72.5	0	96
コスタリカ	2,391	46.8	0.1	104
エルサルバドル	298	14.4	-1.7	-
グアテマラ	3,938	36.3	-1.3	163
ホンジュラス	4,648	41.5	-3.1	116
ニカラグア	5,189	42.7	-1.3	114
パナマ	4,294	57.7	-0.1	160
中米	**22,411**	**43.9**	**-1.2**	**130**
カナダ	310,134	33.6	0	106
グリーンランド	(些少)	(些少)	0	-
メキシコ	64,238	33.7	-0.4	-
サンピエール・ミクロン	3	13.0	0	-
アメリカ合衆国	303,089	33.1	0.1	116
北米	**677,464**	**32.7**	**(些少)**	**111**
■全北中米	**705,849**	**32.9**	**-0.05**	**111**
アルゼンチン	33,021	12.1	-0.4	55
ボリビア	58,740	54.2	-0.5	74
ブラジル	477,698	57.2	-0.6	170
チリ	16,121	21.5	0.4	117
コロンビア	60,728	58.5	-0.1	-
エクアドル	10,853	39.2	-1.7	-
仏領ギアナ	8,063	91.8	0	350
ガイアナ	15,104	76.7	0	-
パラグアイ	18,475	46.5	-0.9	-
ペルー	68,742	53.7	-0.1	-
スリナム	14,776	94.7	0	150
ウルグアイ	1,506	8.6	1.3	79
ベネズエラ	47,713	54.1	-0.6	-
■全南米	**831,540**	**47.7**	**-0.50**	**155**
全世界	**3,952,025**	**30.3**	**-0.18**	**110**

Green Earth 講座

●国際緑化推進センター〈人工林における天然更新技術に関する調査事業〉の概要●

主要樹種の人工林における天然更新技術の指針

――人工林の新しい森林施業の方向を求めて――

国際緑化推進センター前顧問　加藤亮助

調査の趣旨と内容

最近、高林齢の人工林が急激に増加しつつあり、これらを天然更新の活用により、森林造成コストの削減を行いながら、健全で多様な森林へと誘導することが期待されている。そのために国内の人工林における天然更新の事例と実態を把握し、国内外での天然更新の条件を検討し、それらを基に人工林における天然更新の技術指針を作成することを主目的とする林野庁整備課の委託調査事業が、平成15～17年度に渡って実施された。ここにその概要を報告する。

本調査事業の実施にあたっては調査委員会が組織され、本事業の円滑な進行と取りまとめが協議された。委員は、赤井龍男（ハイトカルチャー研究会会長）、伊藤太一（筑波大学大学院生命環境科学研究科助教授）、加藤亮助（国際緑化推進センター前顧問）、北村昌美（山形大学名誉教授）、小鹿勝利（筑波大学大学院生命環境研究科教授）、野堀嘉裕（山形大学教授）の各氏である。

調査事例と技術指針

海外については、これまでの調査事業で収集された資料と新たな文献調査を基に、北村委員はドイツの、伊藤委員はアメリカの事例を報告しており、これらの中に流れる森林に対する理念は日本の森林施業に多くの示唆を与えてくれる。

ドイツでは、最近の森林施業の理念と方法が劇的に変化しているが、その原因は20世紀末に集中して発生した台風やその他の森林被害であるという。現在の理念は合自然的施業あるいは近自然的施業と称されるもので、これは単に自然放置ではなく、細かい注意を払うとともに学問的な裏づけが必要であるという。その目標とする森林は特定の林型ではなく、施業の基本は自然近似、多様性、安定性、保続性であり、樹種は自生の主要樹種とし、針葉樹に広葉樹を30～50％以上混交させ、複層化を目指し、天然更新を活用するが、人工更新や播種を否定するものではなく、その判断は現場の技術者に委ねられるべきとしている。

アメリカでは、公園における森林管理、国有林の森林管理の変遷、東部の農地放棄地の再森林化を注目すべきと指摘している。森林管理ではエコシステム・マネジメントが導入されたが、これは単なる生態学的環境を考慮した科学的管理でなく、ボトムアップ手法による管理決定を重視しているという。また、20世紀に起こった東部の農地放棄地を再森林化した経過は、日本の少子高齢化に伴う人口減少により起こると思われる里山や郊外住宅地の放棄地化に対し、将来の再森林化への対応にいくつかの示唆を与えてくれるだろう。

国内では、小鹿委員による北海道のカラマツとトドマツ人工林、野堀委員による東北地方のブナとヒバ林、赤井委員による中部地方以西のヒノキとスギ人工林が調査された。いずれも豊富な写真、表、図が示され、具体的かつ視覚的に理解できるように表現されているが、ここでは紙数の関係で割愛してある。

カラマツについては、各種人工林へのカラマツの天然更新およびカラマツ林の天然更新広葉樹を利用した複層林、混交林、自然林への誘導の事例から、まず天然更新の条件を整理し、カラマツは陽性種だけに天然更新を利用して森林造成を図る場合、植生制御に人手と経費を必要とし、実施に際してはその可能性を検討する必要があるという。具体的な技術指針としては、間伐によって孔状伐採法プラス保残木下の複層林や混交林を誘導する方法で、特に高齢カラマツ林は複層林状態を呈しており、地域の自生種の樹種構成を持つ自然林に誘導することが可能である。

トドマツについては、道有林と民有林の事例から、トドマツ天然更新の可能な条件をまとめ、林床のササの刈り払い、上木トドマツの間伐及び更新木の密度調整の繰り返しによる光環境の改善、更新木の競争緩和など、人為的な補助作業により理想的な更新状態を作り上げることが可能である。この場合、苗高20㎝以上の更新稚樹が1平方㍍あたり1本以上の確保を目標としているが、これはいずれの樹種でもほぼ共通した目標になるだろう。技術指針としては、間伐の繰り返しによって予備伐、下種伐を行う漸（傘）伐が望まれるが、地域によっては交互帯状皆伐を主体にしながら、自然条件に対応した小面積皆伐や改良伐、さらに択伐でもきめの細かい管理作業を実施している事例が多い。また確実な後継樹としてトドマツだけではなく、広葉樹の更新木を含めた自然力の活用などで、より健全で持続的な森林造成が可能であるとしている。

ブナについては、山形県の積雪地帯のブナ林、ヒノキ人工林下のブナの更新事例から、積雪地帯でブナだけが優占できるのは、ブナの積雪への耐性やフェノロジーが関与している可能性があり、針葉樹人工林に天然更新したブナは、潜在植生としてのブナ林へと移行していく可能性が高く、その分布可能域の推定には、分布の上限面と下限面の空間が分布域の延長空間であるとしている。

ヒバについては、青森県のヒバ実験林などの事例から、天然更新が実生、伏条更新ともに（特に根株上の実生更新が）良いことから、天然更新の可能性は一般に良好と判断される。しかしこれには光条件や気象条件、特に積雪条件が異なる地域の実生更新の実態や光環境の把握が必要である。ヒバの施業方法としては、階層構造が一斉林もしくは二段林の場合は漸（傘）伐が、複層林の場合は群状択伐が適しているが、未解決の点も多く、そのためには、光環境や積雪環境など生育可能な条件のゾーニングなど、多面的な解析が必要である。

ヒノキについては、長年調査された事例を基に、その天然更新の条件を詳細に整理しており、特に表土の安定や雨滴障害に直接、間接に影響する光条件を適切にするよう、上木と下層植生を調整する技術が天然更新の主要課題であるとしている。この場合、10～15年の更新期間に林内照度6～10％を一応の目安として林冠調整をするのが適切である。これらから、ヒノキ人工林に対する漸（傘）伐天然更新、スギとヒノキ人工林に対する群状択伐天然更新の技術体系を模式的に示しており、これは他の樹種でも参考になる。さらに陽性樹種であるアカマツの適切な混交はヒノキの更新にきわめて好ましいことから、ヒノキ・アカマツ混交天然更新法を取りまとめている。また育成された森林は、人工林的取り扱いよりはヒノキ天然生林として長期的に育成していくことが望ましいとしている。

スギの天然更新の必要条件は、落葉による被覆害を防ぐことであり、孔状地のような上木の疎開地は被覆害を避けることができる。またその更新や成長には相対照度も10～25％と、ヒノキよりも比較的明るい条件が必要である。その結果、技術指針としては樹高の2分の1程度の孔状か、樹高程度の群状もしくは帯状の伐採法が最も好ましいとされる。

さらなる発展のために

人工林において天然更新を利用して森林造成する場合には、植生制御に人手と経費を要し、その可能性を検討する必要があり、自然力と人力による技術とを協調させて、可能な範囲でコスト削減の方策を講ずるのが重要である。それには対象地の自然条件の十分な調査・把握と適切な作業法の選択により、更新の確実性を高めることが必要であり、GISを活用した自然環境のゾーニングや精度の高い森林情報の整備が不可欠で、これまで蓄積された貴重なデータのデジタル化は急務である。

また、人工林の天然更新を推進するには、天然更新施業で長年月かけて得られた成果はたとえ失敗の事例でも貴重な教材であるので、その施業経過を再調査することが望ましい。さらに、人工林の天然更新技術の体系を確立するためには、自然環境の異なる各地に先導的な指標林を作るのが望ましい。しかし、多様な立地条件や林分構造に対応した天然更新技術は、標準的な技術体系を必要に応じて改変、付加して導き出される。そのためには、技術者・作業者の技術力の向上とともに、マニュアル依存から脱却して、地域性の重視などより柔軟で創造性に富む思考が重要になる。

センターの活動

佐々木会長に日本学士院エジンバラ公賞

当センターの佐々木惠彦会長がこのほど、日本学士院エジンバラ公賞を受賞することになりました。

エジンバラ公賞は、英国のエジンバラ公フィリップが日本学士院の名誉会員になったことにちなみ1987年に創設された賞で、自然保護、種の保全の基礎となる優れた学術研究に対して隔年1件授けられる権威ある賞。今回の受賞題目は「熱帯林樹種の生理・生態的特性の研究とそれに基づく森林再生技術の開発」。

佐々木会長は1970年以降、東南アジアを主たる活動の場として熱帯林樹種の生理・生態的特性について綿密な調査・研究を重ね、熱帯林再生技術の確立とそれら技術の現地への適用で数々の先駆的成果を収めてきました。今回の授賞はその功績が評価されたもので、授賞式は7月。

「地球温暖化問題と国際緑化活動」パネル展示

4月29、30日に日比谷公園で開催されたみどりの感謝祭にて、当センターでは「地球温暖化問題と国際緑化活動」のパネル展示を行いました。

地球温暖化問題については気候変動枠組条約等での国際的検討が続けられており、その対策の中で、温室効果ガスの太宗を占める二酸化炭素を吸収固定する森林の役割が改めて注目されています。こうした取組をわかりやすく解説したパネル展示のほか、海外植林ボランティア活動を紹介する冊子の配布、植林技術テキストの頒布なども併せて行いました。

「熱帯林業」編集委員会を開催

「熱帯林業」編集委員会を5月10日に開催し、66号の掲載原稿の最終検討と確定、続く67号の構成と掲載原稿の検討を行いました。

平成18年度の評議員会・理事会を開催

平成18年度の評議員会および理事会を5月25日、ホテル・メトロポリタン・エドモントにおいて開催しました。

事務局から提出された平成17年度事業実行報告および収支決算報告、平成18年度事業計画案および収支予算案が、評議員会・理事会での審議を経て承認されました。

平成18年度評議員会・理事会

国民参加海外森づくり事業委員会、同二部会合同委員会を開催

当センターでは昨年度より5ヵ年計画で、海外植林に係る情報ネットワークの構築とNGO・国民参加型の海外植林活動促進基盤の整備を進める「国民参加海外森づくり事業」を実施しています。

6月12日に委員会ならびに民間植林ネットワーク構築部会、NGO・国民参加植林活動促進部会の合同委員会を開催し、17年度の実施結果の報告、18年度の実施要領・実施計画案の提案が行われました。NGOデータベースの拡充をはじめ提案内容について慎重な審議が行われた結果、実施要領・実施計画は原案通り承認され、各委員の意見等を踏まえ着実に事業を実施していくこととなりました。

基金へのご協力

熱帯地域の森林造成に役立てて欲しいと次のご寄付をいただきました。

◆リンベル（株）を通じた個人182名様より、43万8000円のご寄付

インドネシア林業大臣が来訪

4月下旬に来日したインドネシアのマラム・サンバット・カバン林業大臣が、4月27日、国際緑化推進センターとの懇談会に出席しました。

当センターはインドネシアにおいて熱帯林造成事業をはじめ吸収源CDM人材育成、小規模CDMモデル・フォーレスト造成など広範な協力活動を実施していることから、同大臣の強い要望で開催されたもの。

カバン大臣は、国際緑化推進センターのこれまでの貢献に高い評価と謝意を表明し、今後一層の協力を要請しました。

次にセンター側から、活動の概要、インドネシアでの事業について説明。

このあと、インドネシアにおける天然林保護対策、違法伐採問題、住民参加の森づくり、地域住民の生活向上などについて意見交換が行われ、インドネシア側からは特に国立公園の復旧、地域経済に資する林産物加工技術の向上などが急がれるとし、支援への期待が表明されました。

〈インドネシア側出席者〉

カバン林業大臣、ハディ林業省林産業総局長、アルマン森林保護・自然保全総局長、リロ特別顧問、イルワンシャ特別顧問、ヌル植林研究所長、スペノ大臣室長、エディ課長、トランストト林業公社社長、ウィスヌ在日大使館林業部長、通訳

カバン林業大臣を握手で迎える塚本理事長

インドネシアで実施中の当センター事業を説明する林専務

協力関係強化への期待を述べるカバン林業大臣

都内のホテルで開かれた懇談会。インドネシア側からは大臣はじめ11名が出席（右側、手前および正面）

緑の地球
第16巻第3号（隔月発行）
平成18年6月30日発行
編集／緑の地球編集委員会
発行／(財)国際緑化推進センター　電話03(5689)3450　FAX03(5689)3360
〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12 林友ビル3階

国際緑化推進にご参加ください

個人、法人の賛助会員を募ります

かけがえのない地球を「緑豊かな地球」として未来に引き継いでいく――私どもの活動に積極的にご参加ください。

◆会　費：個人　1口　10,000円（毎年度）
　　法人　1口　100,000円（毎年度）

◆資　格：個人、法人、法人以外の団体、および地方公共団体

◆会員へのサービス
会員は、国際林業協力を推進するための情報提供、当センターが発行する出版物、および各種のサービスを受けることができます。

◆入会のお申込み先
〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12林友ビル
財団法人 国際緑化推進センター
電話／03-5689-3450　FAX／03-5689-3360

◆会費ご送金の方法
下記の銀行口座へお振込みください。
東京三菱銀行 春日町支店／普通口座 0496575
(財)国際緑化推進センター
理事長　塚本　隆久

熱帯林は毎年1230万ヘクタール減少しています。いま、世界中の人たちが力を合わせ、熱帯林の保全と造成に取り組むことが緊急に必要です。

財団法人国際緑化推進センターは、「熱帯林が提供する豊かな効用を未来にわたり持続的に享受していこう」との理念のもとに、熱帯林の保全・造成をはじめ国際緑化推進のため次のような事業に取り組んでいます。

- ●これからの国際林業協力を担う人材の育成と確保
- ●海外の森林、林業などに関する技術・情報の収集・提供
- ●NGO・民間団体などが行なう国際林業協力活動に対する支援
- ●国際緑化に関する普及啓発および国際林業に携わる人たちの交流活動の推進
- ●海外での植樹活動についてのご相談、ご協力

これら国際緑化推進センターの事業へ、国民の皆様、民間団体、企業などのご協力をお願いしています。

財団法人
国際緑化推進センター
〒112-0004　東京都文京区後楽 1-7-12 林友ビル
電話：03-5689-3450　FAX：03-5689-3360　E-mail：jifpro@jifpro.or.jp　URL：http://www.jifpro.or.jp/